

期計画検討資料 No. 2

海外技術協力事業団の長期的方策（試案）

（今後5カ年間の展望）

（昭和41年1月）
総務部



目 次

K

第 1	趣 旨	1 頁
第 2	方策の重点	3
第 3	方 策	4
	1. 企画・調査機能の充実	4
	2. 海外事務所の拡充	5
	3. 関係機関との組織的連携	5
	4. 技術協力総合センターの新設	5
	5. P R の実施	7
	6. 各方式別の方策	7
	(1) 研修員受入事業	8
	(2) 専門冢派遣事業（海外協力センター事業 及び開発調査事業を含む）	10
	(3) 機材設備供与事業	14
	(4) 日本青年海外協力隊事業	14
	(5) 賠償等による技術協力	15
	7. 技術協力調査団の派遣	16
	8. 業種別の方策	16
	(1) 農 業	16
	(2) 土木建設	18
	(3) 通 信	20
	(4) 運 輸	21
	(5) 医 療	22
	9. 事業団職員の増強及び研修	24
	10. 予算・経理の弾力的執行	24
	11. その他	25

(参 考)

1.	事業団機構の整備試案（別表-1）	26
2.	長期的方策に基づく予算規模試算（別表-2）	28

国際協力事業団	
受入 月日	84. 5. 24
登録No.	07680
	000 36 KA

JICA LIBRARY



1018984[3]

第1 趣 旨

1. 海外技術協力事業団は、経済協力が今後のわが国の外交及び対外経済政策の重要な柱として大きな役割を果たさなければならない状況の下で、その一環としての技術協力を長期的かつ安定的な体制の下で、これを一元化し能率的に運営することが緊要であるとの国内一致した要望に基づき、昭和37年6月30日に設立されたものであつて、技術協力の中核的実施機関として早急に体制を整備し、活発な活動をすることが要請されている。

すでに、当事業団は、発足以来満るカ年を経過したが、この間二国間方式による技術協力を中心に、その規模及び種類を拡大しつつ事業団内外の機能を動員して業務を実施するとともにこれに必要な組織・制度・人員・施設の整備に努めてきた。

しかし、今日に至るまでの技術協力及びその実施機関である事業団を取りまく内外の情勢の推移をみるに、事業団としては、単に積み重ね式に業務内容を充実改善していくのではなく、長期的観点に立つて将来の目標及びこれを実現するための具体的方策を明確に樹立し、その実現を期することの必要性が痛感される。

2. 現下の世界経済は、従来の秩序が流動化し、先進諸国と新興独立国家の経済発展との関係において構造的変化の過程にある。また、低開発国においては、経済開発、社会開発による生活水準の向上が最大の政治的課題となつており、そのために援助と貿易を拡大することが強く要求され、とくに援助に関しては、さきの国連貿易開発会議において、先進諸国は一致して国民所得の1%を低開発国援助に振り向けるという決議を表明するに至っている。このような南北問題をめぐる新しい政治的・経済的な環境下において、わが国が経済協力を通じ、低開発国の政治的・社会的な緊張の緩和と安定に貢献するとともに国際的な経済協調の線に沿つて積極的に施策を展開することは、アジアに位置する先進工業国の一員としてのわが国の国際的役割であるばかりか、わが国自体の将来に亘る政治的・経済的な国家利益に合致するものであることはいうまでもない。しかるに、わが国の経済協力は、従来額的にも他の先進国に比し遜色があるばかりか、その中心は資本による経済協力であつて、しかも当面の輸出振興に結び付いて

行なわれてきた傾があつた。

このことは、D A Gにおけるわが国経済協力に対する批判にも表われており、今後わが国が経済協力を積極的に進める場合に再検討を迫られている問題である。

3. すなわち、低開発国の現状をみるに、開発投資に必要な資本財の調達先進諸国の緩和された条件による借款ないし贈与によつて賄うことができるが、その経済開発は、単に資本財の輸入をもつて完成するものではなく、資本と並んで人的資源の開発、企業家精神の振興、技術水準の向上が開発の前提として不可欠の要件であることはいうまでもない。従来低開発国の開発政策の多くは、野心的な工業化に偏重していたが、これに対する反省としても、人的能力の不足及びその開発の重要性が、内外から指摘されている。

更に、低開発国においては、生活水準の向上、民生の安定の根幹として、医療・教育等のいわゆる社会的福祉の開発が重点的に採り上げられ、そのための施策が強力に推進されている。当事業団が実施している技術協力は、このような低開発国の経済発展の基盤と公共の福祉の開発に直接的に貢献しようとするものであり低開発国の開発に与えるその相乗効果は極めて大きい。とくにわが国は、低開発国との関係で欧米諸国に比し、自然的・社会的・技術的諸条件において技術協力を行なうにあつての多くの利点を有しており、その拡大ないし積極化については、低開発国のみならず、先進諸国からも、また国内的な意見としても強く要請されている。

これを要するに、技術協力は、低開発国の経済的・社会的開発に寄与することを直接の目的とし、この意味において極めて協力的・援助的性格が強いものであるが、同時に彼我の貿易関係・友好的外交関係の基盤を長期的に育成することに貢献するものであり、今後経済協力に占める技術協力の重要度は、益々増大すべきものとする。

4. このような状況の下で、当事業団は、拡大する技術協力の実施機関として、その体制を確立するとともに技術協力の特色である人間的要素の充実及び資本協力等との連携のより一層の緊密化を図らなければならない。ここにおいて、事業団の将来の方向について目標を樹てるとともに今後5カ

年間を目途に事業団の整備・充実のための具体的な計画を策定するものである。

第2 方策の重点

当事業団は、政府ベースの技術協力の実施機関として設立されたものであって、その活動の主要な目標としては、

第1に、国民所得の1%を経済協力に振り向け、この中の技術協力の割合を他の先進諸国並みにすることを前提にして体制を整備する。

第2に、国の技術協力政策に密着し、これを推進しつつ、一方技術協力の中核的実施機関としてその能力の高度成長を期するとともに、業務の実施にあたっては、自主的な運営を図る。

第3に、技術協力は、人間関係を通じて行なわれる要素が大きく、これに携わる人は、いわばわが国の国際交流の第一線を担うという大きな責任を負っている。この意味でこれに応しい「人」を得ること及びその人間関係を円滑にするための環境作りにきめの細かい配慮を払うこと。

第4に、技術協力は、資本協力、文化交流、技術交流等に先行し、又はこれらと相補完し合うばかりか、本来はこれらと一体となつて運用されることが望ましい性格のものであるので、その間の有機的連携を図ること。

が取りあげられる。

事業団として今後の方策を計画するにあたっては、以上の目標を前提とし、このような活動が十分に達成できる体制を整備するものであるが、その重点的方向は、次の通りである。

1. 事業団は、技術協力の総合的な実施機関として、プロジェクトの選定から実施の細部に至るまで責任ある運営ができる体制を確立することとし、このため段階的に機能を整備拡充する。(国は、援助対象国の選定、国別の援助の基本方針、協定の締結等高度の政策判断、外交に属する事項を行なう。)
2. 技術協力の対象とする業務は、広汎多岐に亘り、実施の効率化を図るためには、関係の人的・物的機能を広範に動員することが極めて重要であることに鑑み、政府機関のみならず広く民間機関と協調する体制を整備する。

また、資本協力その他の関連事業との連携を強固にするため、関係機関との間の連絡を組織化する。

3. 技術協力における人間的要素を尊重し、その担い手としての応しい人材を得るため派遣専門家、研修担当者の養成、確保等のための万策を講ずるとともにその人間関係を円滑にするため研修施設その他受入環境の整備、派遣専門家の管理等に万全の措置を講ずる。
4. 技術協力に関連する技術的・経済的な問題についての文献・資料の収集・整理並びに基礎的な研究活動を充実し、ひろく技術協力研究・資料センターとしての機能を整備するとともに技術協力のための人的能力の範囲を拡大しその質を向上するための研修を組織的に行なうこととし、これらの機能を併せ備えた「技術協力総合センター」（仮称）を設立する。
5. 日本青年海外協力隊は、技術又は技能を身につけた青年を派遣し、低開発国の経済的・社会的開発に貢献することにおいて技術協力の一環として位置づけられるものであるが、同時に自発的な高い奉仕精神に基づき相手国の人達と労働と生活を共にすることが強く要請されることに大きな意義と特色があり、この意味で技術協力の新しい柱としてこれを拡大推進する。
6. 事業の規模の拡大及び質的充実に即応し、事業団機構を整備するとともに職員の質的向上を図る。

第3 万 策

1. 企画・調査機能の充実

技術協力業務を効率的に実施するためには、プロジェクトの選定、実施計画の作成、事業の実施を通じ事業団が自主的に業務を運営すること、プロジェクトの背景その他関連する国別の経済的・社会的事柄、技術的環境、国内の関連事業等を調査分析し、その基礎のうえにたつて総合的に業務を行なうことが極めて必要である。このため、高度の政策的事項、外交事務に属することを除き、技術協力に関する企画は、事業団が主体的に行なうことができる体制を確立することとし、次により機能、制度を整備する。

(1) 当面は、企画、調査、技術部門のスタッフを強化し、基礎的な資料の収集・分析、技術的事項に関する調整、助言活動を一層充実する。

(2) 将来本部に独立した企画調整組織を整備するとともに研究資料センターとしての性格を持つ「技術協力総合センター」を設立し、両者が有機的連携を図ることにより、事業団として一貫してプロジェクトの選定、業務の調整を本格的に実施する。

2. 海外事務所の拡充

海外事務所は、在外公館と緊密な連絡をとりつつ現地における技術協力の実施面の業務（プロジェクトの背景等の詳細な調査、相手国との実務面における連絡、専門家の管理その他の世話活動、帰国研修員との連絡、事業のフォロー等）を分担するものであり、対象主要国のすべてにこれを設け、必要な施設の整備、活動費の充実に努める。（在外公館は、原則として相手国政府との外交事務を担当する。）

また、海外事務所のうち、地域の中心的位置にある事務所については、ひろくわが国の技術、文化を紹介するための展示、普及活動を行なう物的・人的機能を持たせる。

3. 関係機関との組織的連携

政府及び民間の関係機関との連携をより一層緊密にし、これらの機関の機能を広範に活用できるよう次により組織的な協調体制をつくる。

(1) 運営審議会及び理事会の下部的組織としてとくに関係の深い政府機関、民間会社等の部課長級の職員による連絡会を常設し、絶えず意見を交換し、これを業務に反映させる。

(2) 民間会社、関係の文化・技術団体等を中心に技術協力協力会（仮称）を組織し、定例的に会合を持ち情報資料を交換し、個々の事業を実施する際の円滑化に努める。

(3) 海外経済協力基金、日本輸出入銀行等の資本協力関係機関との連絡会を常設し、事業具体化の可能性、方針、方法等について相互に意志疎通を図る。

4. 技術協力総合センターの新設

事業団の総合的附属機関として、文献・資料の収集及びレファレンス・サービス、技術の基礎的研究、技術協力要員養成のための研修、技術協力の弘報・普及のための展示等の機能を具えた技術協力総合センター（仮称）

を設立し次の業務を行なう。

(1) 文献・資料の収集及びレファレンス・サービス

- イ、技術協力に必要な内外の文献・資料を収集・整理する。また、各国事情等についての映画、スライド等を収集し、広くライブラリーとして利用できるようにする。
- ロ、技術協力の業務を通じて得られた資料を収集し、これを体系的に分析し、その成果を資料の形式で関係者に配付する。
- ハ、技術協力に関するプロジェクトの内容、進捗状況、トピック等を速報として印刷・配付する。
- ニ、帰国研修員、派遣専門家等からの技術的・資料的な質問その他技術協力に関する質問への回答及びわが国業界の海外進出に関する企業相談等のレファレンス・サービス業務を行なう。

(2) 技術の基礎的研究

- イ、技術協力に必要な技術面における基礎的な研究活動を充実して行ない事業団の業務に資するとともに、その成果を広く内外に普及する。この場合シンポジウム、委託研究等により部外の専門家も活用する。
- ロ、わが国の技術の紹介、現地への適用の方法等低開発国の技術開発に役立つ内容をもつ図書・資料を外国語により出版し、相手国の政府機関、大学等に広く配付する。また、わが国の技術事情を海外に紹介する映画、スライドを製作し配付する。

(3) 技術協力要員養成のための研修

- 語学研修、教室等の施設を具えた研修所を設け、次の研修を行なう。
- イ、海外に派遣する専門家及び関係機関の研修担当者に対する語学、技術、相手国事情等についての研修。
- ロ、関係の政府機関、民間企業等の職員で将来技術協力要員となる可能性のある者その他ひろく海外業務につく者に対する語学、政治・産業・貿易、技術事情等についての研修。

(4) 展 示

- 展示場を設け技術協力に関連する写真、グラフ、資料等を展示し、広く一般に公開し技術協力の弘報に資する。

(5) 研修員受人施設

- イ 茨城国際農業会館及び三崎国際漁業会館を夫々農業及び漁業の総合的な研修機関とすることとし、施設の整備、講師陣の強化を図る。
 - ロ 機械工作、溶接、木工・鋳物、鍛造等の技術訓練センターを新設する。
 - ハ イ及びロの研修施設は、技術協力総合センターの附属施設とし、同センターの業務と有機的連携を図り業務を運営する。
- (6) 以上の(1)、(2)及び(4)の業務の実施にあつては、アジア経済研究所、ジェトロ、科学情報センター等の国内の研究・資料活動と連携を図るほか国際交流を強化する。
- (7) 技術協力センターの職員には技術者を大巾に配置し、技術協力のための技術陣の拠点とする。

5. PRの実施

技術協力を効率的に実施するためには、これに対する国民挙げての理解が必要であることに鑑み、政府機関のみならず、民間企業をはじめ広く国民全般に対し技術協力の意義・実態をPRし、その理解を深めるため、次によりPRを積極的に実施する。

- (1) テレビ、新聞、その他のマスコミを利用し、事業内容を紹介する。
- (2) 技術協力に関する映画を隔年製作し、適当な施設を利用し上映する。
- (3) 専門家その他著名人の技術協力に関する公開の報告会、講演会、展覧会等を随時行なう。
- (4) 機関誌その他のPR誌の発行部数の増加、内容の充実を図る。

6. 各方式別の方策

技術協力の典型的な方式としては大別して研修員受人、専門家派遣、機材・設備供与の三つに分けられるが、その運用については従来画一的に過ぎ、かつ、総合性に欠けるきらいがある。これを是正するため

第1に、援助対象項目の選定は、重点的に行なうとともに、事業計画の策定及び実施にあつては、夫々の持つ開発目的をできるだけ総合的かつ長期的視野から考察して評価を行ない、その目的達成に必要な手段として最も適当な方式を計画し、これを総合的に実施するようにする。

第2に、技術協力の方法は、固定したものではなく現実の要請に応じて変化しつつあり。また今後も流動変化することが予想されるので新しい効果的な選様を積極的に開拓する。

第3に、低開発国の開発計画、わが国の能力等を勘案し、わが国が実施し得る協力の項目、内容等について、予め準備し相手国にオファーする制度を拡大する。

第4に、事業に計画性を持たせ、かつ、その効果を高めるため、事前の調査、連絡、効果の測定、事後のフォローアップ等に十分な措置を講ずる。

第5に、国連その他の国際機関の技術協力、資本協力との関連性を緊密にする。

第6、以上と関連して予算・経理の弾力的運用を図る。

以下各方式別の方策は次の通り。

(1) 研修員受入事業

研修員受入事業は、低開発国の人材の知識・能力の開発を通じ、その経済的・社会的発展に寄与せんとするものであるが、同時に研修員を通じ、わが国の技術、産業、文化、社会についての理解を増進させるに極めて直接的な効果があり、この意味で今後とも積極的に拡充、強化を図る。

イ、受入規模

研修員の受入規模は、5年後に約2,000名にすることを目標とする。

ロ、受入方法の改善

受入の方法としては、従来のように集団的なものと、個別的なものに分けられるが、次の方針によりこれを拡充する。

(イ) 指導的地位にある高級の技術者、行政官を対象に、わが国の技術水準、産業、制度の実態を紹介するとともにこれを通じ新しい技術知識を理解させることを主目的とする短期間の視察団の受入を大巾に実施する。この場合、視察団は、地域別又は国別のグループ構成によるものも計画する。

(ロ) 集団的研修コースの設定及び個別的受入については、政府機関の

みならずひろく民間業界、企業の協力を得て、要すれば特定企業に相当数の研修員を委託する方法を採用する。

- (イ) 専門技術者に対する基礎的、専門的技術知識の研修のための長期間の受入にあつては、大学研究室、研究所等の利用を拡充する。また、受入の効果からみて大学の普通課程に入学することが特に必要な者については、文部省の制度とは別途の留学生制度を設ける。
- (ロ) 比較的高級の技術者、行政官を対象に、セミナー、シンポジウム方式により彼我の技術の実態、問題点を相互に提起し、問題の解決を究明し、知識の向上を図る集団コースを導入する。
- (ハ) 受入機関の範囲を拡大するため、とくに民間企業等に依頼する長期間の個別受入については、事前に3カ月程度の日本語のインテンシブな教育を行なう。

ハ、研修担当者の養成・確保

- (イ) 継続的に集団研修コースを開設する政府機関の研修担当主任は、事業団職員に身分を移し替えるとともに技術協力総合センターを活用して民間機関も含め研修関係者の語学その他の研修を行なう。
- (ロ) 受入規模の拡大に伴い、また研修内容の質的充実を図るため、研修監理員を大巾に増員する。なお、研修監理員に対し、特に技術的知識の向上を図る。

ニ、研修宿泊施設の増設

現在設立を予定されている大阪研修センターのほか、都内に中央研修センターと同規模のもの一カ所及び地方に小規模のもの2〜3カ所の研修宿泊施設を増設する。

ホ、リクリエーション活動

研修効果の向上と日本を深く理解せしめるため、各研修センターを中心として、研修員のリクリエーション活動を一層活発化する。

ヘ、その他

帰国研修員との連絡の緊密化、オリエンテーションの強化、研修附帯費の増額、研修員の滞在費の増額（物価上昇にスライドさせる）、国内旅費の増額を図る。

(2) 専門家を派遣する事業（海外協力センター事業及び開発調査事業を含む。）

専門家を派遣して協力する現行の方式としては、(1)専門家が相手国の組織の中に入り込み指導、研究、調査等を行なうもの、(2)海外協力センターを設立しその運営に協力するもの、(3)開発プロジェクトに関しコンサルティング活動を行なうものに分けられるが、これらは、いずれも相手国の具体的事業について現地の実状に適合した方法により協力するものであり、その成果は高く評価され、低開発国からの要請も益々増大の傾向にある。しかしながら、これらの事業を効果あらしめるためには、効果的なプロジェクトを選定すること及び派遣する専門家に人を得ることが最も重要なことであるので、規模の拡大とらんでこれらの点についての万全の措置を講ずる。

イ、規 模

(1) 一般の専門家の派遣規模は、5年後に新規派遣人員を約300人とすることを目標とする。また、派遣期間の長期化に対応する予算上の措置を講ずる。

(2) 海外協力センターの新設は、毎年3センターを目標とする。

(3) 開発調査については広地域に亘る総合開発的調査を含み、5年後に約5億円の規模とすることを目標とする。また、1件当りの調査規模についても実状に合うよう弾力的に考える。

ロ、協力内容の改善

(1) 一般の専門家を派遣については、従来一般的に行なわれてきたもののほか

a、相手国の開発計画、行政・制度等に関する顧問、政府企業等の経営指導等のため第一級の政策担当者、専門家・技術者の派遣を計画する。

b、将来の技術協力専門家を養成するため、相手国の了解を得て、派遣専門家の助手として若手専門家をわが国の負担で派遣する Associate expert の制度を導入する。

c、相手国政府の経費負担による専門家を派遣要請の中には、その国の開発事業の重要分野に関連し、かつ、極めて影響のあるボス

トである場合が多いが、当該専門家に対し、少なくともコロンボ計画等の専門家と同等の待遇を保証し、差額をわが国が負担する制度を新設する。

d, 国連、O E C D等国際機関が派遣する専門家として、わが国技術者を積極的に推せんするとともにわが国が派遣する専門家との連携を図る。

(ロ) 海外協力センターについては、次により改善を図る。

a, センターの性格としては、(1)わが国に招いて研修するよりは、現地における訓練を適当とする中級管理者及び技能者層を対象とし、永続的な技術訓練を行なうもの。(2)模範技術のモデルを展示することにより技術普及をはかるもの。(3)地域開発を目的とする地域開発総合センター。(4)医療・教育その他技術の基礎研究を行なうもの。(5)生産機能を具備するものなどがある。しかし、従来は技術訓練を主とするものに偏りすぎていたきらいがあり、このため相手国の要望、実状に適合せず、折角の効果を減殺していたものもあるので、今後はセンターの性格、業務内容、供与物件の内容及び供与の方法、派遣要員数、協定期間等について相手国の要望を十分に勘察し弾力的に考えることとする。

b, センターに関連した産業開発、企業育成のために資金協力あるいは関連技術協力の導入又は組合せ(例えば、農業センターに農機具、肥料のサービスセンターの機能を附与するために民間の協力を得る。パイロットとしてセンターを中心とする機材の普及のため機材供与と組合せる。)等を考慮する。

c, 機械設備供与を中心とし、その保守、操作等のための専門家を派遣する方法を導入する。

(ハ) 開発調査については

a, 対象プロジェクトとしては、基礎的な資源調査、資金協力との結び付きの可能性の高いもの及び広地域に亘る総合開発に関連するものの三つに重点を置く。

b, 建設工事に関連するプロジェクトについては、基礎的調査にと

どまらず実施設計段階のものまで行なう。

- c. 資金協力との結び付きについては、政府その他関係機関とあらかじめ資金協力の方針を協議し、その実現のためフォローアップをするようにする。また、国連その他の国際金融機関との連携も積極化する。

ハ、実施体制の整備

(イ) 専門家派遣方式

- a. 専門家が海外に赴くことにより身分上の不利を蒙らないよう措置を講ずることとし、公務員については、長期派遣者は派遣期間中事業団への身分の移し替え（又は公務員法等を改正し身分及び給与上不利にならない特別休職制度の設定）を実施するとともに、民間企業の職員については、当該企業体との契約関係を明確する。また、事業団職員の技術陣を充実するほか帰国専門家との紐帯を強固にし、これらのブール要員からの派遣が可能になるようにする。
- b. 開発調査のみならず、一般の専門家派遣についても、コンサルティング業務等とくに特定の企業体に対し業務を委託しその責任において専門家を派遣することが適当なプロジェクトについては、企業体に対する業務委託契約により派遣する。
- c. 海外協力センター等プロジェクトとして規模・業務がまとまっているものについては、協力機関として特定の大学、研究機関、企業等を固定化し、同一機関から交替して派遣する方式を採用する。

(ロ) 専門家の待遇

- a. 専門家の手当としては、国内手当と海外手当の二本建とし、
 - (a) 国内手当については、少くとも同等の国家公務員の国内諸給与を下廻らない額とする。
 - (b) 海外手当は、国連専門家との均衡を考慮し改善する。この場合、現行の派遣期間の長短による区分を廃し一律にするとともに極めて短期間の派遣者についてはむしろ諸費用が嵩む実情に鑑み高額とすることを考慮する。

また、特殊語学手当等の支給を併せ考える。

(c) 医療その他特殊技術を必要とする専門家については、特別手当を支給する。

b, 海外に長期間勤務する専門家については、任期の途中における帰国制度を設ける。

c, 専門家の災害については、とくに現地における療養費を負担するほか、その他の補償については当該専門家の所属機関の災害補償規程に基づく額の補償を行なう。

(イ) 工事設計等の費用

専門家派遣に伴ない工事設計、試験、分析等の業務をコンサルタント、研究機関等に依頼して実施する場合には、これに必要な経費を負担する。

(ロ) 専門家の選考及び研修

a, 専門家の入選を円滑にするため次の措置を講ずる。

(a) 政府機関に対して、所属職員のうち技術協力専門家としての派遣可能者のリストの提出を依頼する。

(b) 民間機関の職員については技術協力協会等の協力を得て、派遣可能者のリストの作成を依頼する。

(c) その他事業団として、広く自発的な派遣希望者の登録制度を設ける。

(d) 派遣専門家は、登録者、関係機関からの推せん者を中心として選考するが場合によっては、公募方式も併用する。なお、選考については、事業団が最終的な責任をもつ体制を確立することとし、このため事業団に「派遣専門家選考委員会」を設け、それが資格審査に当る。

b, 専門家派遣前の語学、専門技術、現地事情等についてのオリエンテーションは、技術協力総合センターにおいて行なう。

(ハ) その他

a, 派遣中の専門家に対し、指導、助言を行なうため業種別に高級専門家による巡回指導班を派遣するほか、現地において同一職種

の専門家の会議を開催し相互連絡を図る。

b, 派遣中の専門家のために定期的に医師を巡回派遣し、その健康管理に努める。

c, 帰国専門家との連絡を緊密にするため要すればこれを組織化し、情報の提供、資料の配布を行なうほか技術協力の業務全般に亘り協力を求める。

(3) 機材・設備供与事業

機材設備供与事業は、わが国としては最近開始されたものであるが、各先進諸国はこの方式による協力に従来から多額の経費を充ち、人を通じての技術協力と組合せて非常な効果をあげている。この事業についての現在の規模は、試験的なものとして極めて少額であるが、今後は積極的に拡充強化する。

イ、規模

5年後に約5億円の規模とすることを目標とする。

ロ、実施方針

(1) 機材・設備供与の対象プロジェクトの選定にあたっては、

a, 医療機材・設備、学校教育用教材・設備等相手国の社会的開発に関する分野を優先的に考える。

b, その他、研修員受入、専門家派遣、センター設置等の他の技術協力事業のフォローアップとなるもの、わが国機材の展示効果の高いもの、外交上の事情により特に必要と認められるもの等のうち、プロジェクトの内容、規模等からみて相手国から高い評価が与えられるものを重点的に考える。

(2) 供与機材・設備が相手国において有効に利用されるよう必要に応じ、その操作の指導等のための専門家派遣、研修員の受入等を併せ実施する。また、補充部品の供与を実施する。

(4) 日本青年海外協力隊事業

日本青年海外協力隊事業は、広く青年層から盛り上げる自発的な奉仕精神を根底として、相手国の入選の中に溶け込んで業務を遂行することに大きな特色がある。さらには、青年の国際的視野の涵養に資することも

目的としている。このような意味で従来の方式とは異つた新しい技術協力の柱としてこれを積極的に推進する。

イ、派遣規模

5年後において新規派遣隊員を約300人にすることを目標とする。

ロ、実施体制

(イ) この事業は、広く青年団体、大学、民間企業等の積極的な協力を得て推進するものであり、このための母体として現在「日本青年協力隊協議会」が設立されているが、今後ともその体制を整備し活発な活動ができるようにする。

(ロ) 優秀な隊員を選択するためにも、また広くわが国の青年に対し本事業を通じ、国際的視野を広めさせるためにも、この事業に対する関心と理解を深めさせる必要がある。このため広報資料をできるだけ広く配付するほか、あらゆる機会をとらえて講演会、展示会、記念行事等を全国的に実施する。また、協力隊の主旨、活動状況を一般国民に理解させるため協力隊の映画を製作し広く上映する。

(ハ) 隊員派遣後の指導・管理については、海外事務所があたるほか随時巡回指導班を派遣し万全を期する。

(ニ) その他、隊員の選考、派遣前訓練、健康管理、災害補償、携行機材等について完璧を期するに必要な措置を講ずる。

ヘ、訓練施設

隊員の派遣前訓練は、隊員として応しい精神の涵養、語学の研修、相手国についての知識の習得等その後の業務遂行の成果を左右するものであり、その充実は極めて重要である。このため宿舎、講議室、語学研修施設、グラウンド等を具えた協力隊独自の研修施設を設ける。

ニ、帰国後の身分保障

隊員帰国後の就職等の世話活動に万全を期するため、「就職斡旋委員会」(仮称)を設け、商工会議所、経団連等と密接な連携を図ることとする。

(5) 賠償等による技術協力

賠償による技術協力、国連の機材調達、斡旋の業務については今後とも

要請に応じ、積極的に推進する。

7. 技術協力調査団の派遣

技術協力の全般に亘る計画立案、評価等に関連して部外の有識者を含めた調査団を適時派遣する。

8. 業種別の万策

技術協力の対象とする業種としては、低開発国の経済開発の面からは、農林水産業、建設、通信、運輸、小規模工業等広範に亘っているが、一方社会福祉開発の面から医療、教育が重要分野として取り上げられている。以下、当面技術協力の対象分野として大きな比重を占めている各業種について、技術協力を推進する場合の全般的な方向、考え方を示せば次の通りである。

(1) 農 業

最近低開発国においては、農業部門の振興が経済発展の前提条件として極めて重要であることが再認識されるに至っている。これら低開発国に対するわが国の農業技術協力は、従来、特に稲作を中心として行なわれ、農業開発において独自の成果を発揮している。

一般的にいつて、農業に関する技術協力の対象分野は、(1)技術の改良のための協力(試験研究及び技術の普及のための協力)、(2)基盤整備への協力、(3)制度改革への協力の三つに要約される。従来わが国の協力は、主として技術の改良のための協力に重点が置かれていたが、今後は基盤整備及び制度の改善に対する協力にも範囲を拡大していく必要がある。また、農業技術協力はその性質上即効的な効果は期待しにくい場合が多いので持続的な協力を実施する必要がある。さらに、重点指向国を定め彼我双方が協力して開発をすすめるようにとくに考慮する。

1. 基礎的試験研究協力の推進

自然環境の影響の強い東南アジア農業の実態に即応して技術協力を実施するために基礎的な試験研究業務への協力を推進する。例としては、(1)インディカタイプの水稲の品種特性の究明及びその改良、(2)畑作物の品種改良及び栽培法の改善、(3)病虫害及びネズミ害等の天敵をも利用した総合的な防除方法の研究、(4)土壌調査・分類方法の確立、

(5)農業開発計画における経済性の評価方法の確立、(6)自然肥沃度を構成する因子例えば土壤微生物の研究、(7)熱帯家畜衛生・畜産の研究、(8)淡水魚の分類、生態研究などがあげられる。

この場合、1カ所の試験研究成果をそのまま他の国・地域に及ぼすことは困難な場合が多いので、専門家の国別・地域別の配置、対象テーマの選択、データの整理などを統一的に企画調整する。また、これらの試験研究協力の効果を一層あげるために、試験研究施設の供与も計画するとともに、F A O, E C A F E等国際機関、相手国の試験研究機関との連絡をより緊密にする。

ロ、技術の普及および基盤整備への協力

低開発国における技術導入の障害の大きな要因として、農民側にこれを受け入れる態勢ができていないことが挙げられ、そのためには、農民教育の普及、農協・水利及び生産組合等の農民組織、価格支持政策の確立、さらに技術を導入する所得水準の向上等農業全般にわたる施策が必要であるが、とくに東南アジアの農業においては、水をコントロールすることにより技術の普及が推進される要素も大きい。このため技術の普及と基盤整備とを組み合わせた協力方式を推進する。すなわち、地域開発を目的とする東パキスタンのコミラ方式と、展示を目的とするインド農業センター方式の両者を組み合わせたような小地域農業開発のためのモデルセンターを設置し、そこに開発に必要な水利施設（とくに末端かんがい施設）・機材（農機具、農業、肥料）、人をセットにして供与し、小地域を濃密に指導する方式を導入する。

ハ、個別的方策

(イ) 茨城農業センターを拡充し、現在の稲作普及、農機具コースのほかに、園芸、畑作、畜産、養蚕、農業土木の各専門コースを増設し、稲作を中心とした多角的な農業経営を想定した研修とする。また、三崎水産センターでは水産経営、漁具、漁法、増殖の専門コースに分けて実施する。

(ロ) 研修員の受入にあたっては、現在、中級技術者の受入を中心としているが、今後は農協、水利組合等における農民指導者、篤農家を

対象とした短期の視察を主とした研修も実施する。また、高級研修員については、農業開発に関するセミナーを開催して問題点の相互解明に努める。とくに制度改革に対する協力方法としてこの種セミナーを活用する。

- (イ) 一次産品の開発輸入に関連して基礎的な調査から産品の生産改良のためのパイロットファームの建設運営までを含む協力方式を採用入れる。この場合、各地の農業センターの活用も考慮する。

ニ、主要プロジェクト例と調査団の派遣

以上のような協力方式を効率的に実施するためには、調査団を予め派遣して十分な基礎調査を行ない、彼我双方が互いに納得したプロジェクトについて実施するような体制をとることが必要であるが、当面の最重点の対象地域としては双方の理解度の深いインド以南のアジア地域が挙げられる。また、プロジェクト例として次のようなものが挙げられる。

- (1) インド、東パキスタンにおける現行の農村開発計画への協力
 - (2) 稲作、畑作専門家の相手国試験場への計画的配置による研究協力
 - (3) ラオス・ナムグムダムかんがい計画
 - (4) タイ、カンボディアの小規模かんがい計画
 - (5) カンボディア等における淡水魚研究センターの供与
 - (6) セイロンのドライゾーンの溜池かんがいによる稲作開発計画
 - (7) タイ東北部蚕糸業振興計画
 - (8) タイのとうもろこし、ソルガム、油料作物、カンボディアのとうもろこし等開発援助計画、両国における肉牛肥育開発輸入計画
 - (9) アフリカ諸国における稲作を中心とした地域開発センター設置計画
 - (10) 中雨米における移住者に対する農業技術協力センターの設置計画
- (2) 土木建設

東南アジア等の低開発国においては、いずれもその長期的な開発計画において水資源、道路、橋梁、港湾等の公共的部門の開発が産業基盤形成の基礎として重点的に取り上げられているが、更にアフリカ諸国にお

いては、これら公共的事業を含む国土総合開発的な計画の樹立が急務とされている。このため、これらの分野に関する技術及び資金両面にわたる諸国の協力の要請は非常に強いが、この場合とくに技術協力の面からみて考慮すべき点は次の通り。

イ、水資源開発、道路・橋梁・港湾建設等のプロジェクトに対し、企画・立案、基礎的調査、設計等の各段階において技術協力の観点からコンサルティングを行なうことは、それらの開発事業にとって第一義的に重要なことであり、この分野のわが国の技術水準が極めて高いことからいつてもこれに対し積極的に協力すべきである。しかしながら、これら事業は、本来莫大な資金投下を必要とするものであるので技術的協力と併せて資金協力についても考慮することがとくに必要である。このため、海外経済協力基金、日本輸出入銀行等の国内関係機関のみならず、アジア開発銀行、世銀等の国際金融機関とも緊密な連携を図る必要があり、要すれば事前に資金協力の基本的考え方を決定したうえで協力を行なうことが望ましい。

なお、事業団としては、各プロジェクト毎に計画段階から工事段階に至るまで強力にフォローアップを行なうため、関係者による委員会組織を設けることを検討する。

ロ、土木建設工事に関する技術協力としては、従来基礎的な調査の段階に限られていたが、すでに他の先進諸国では、実施設計の段階までも援助の形で実施している。この点については、わが国としても従来の画一的な考えに拘泥することなく、資金協力、将来の建設工事の受注等と関連して、プロジェクトの実情に即して弾力的に考える必要がある。

なお、調査・設計等の技術協力の実施に当っては、コンサルタントを積極的に活用するとともにコンサルタントが設計等に要する費用を負担することとする。

ハ、土木建設プロジェクトに対する協力の段階としては、企画、調査、設計の分野のみならず、これに従事する技術者の養成についての協力も重要であり、これらについては、従来から研修員の受人、専門家

派遣の形で行なわれているが、土木建設事業は、プロジェクトとしてまとまっているので、要すれば同一プロジェクトに対し各種の方式を組み合わせて総合的に協力する方法をとるようにする。

なお、一般的について、これらの分野に関するわが国の技術等についての低開発国の認識は必ずしも十分でない点もあるので、管理的地位にある行政官・技術者を受け入れてわが国の技術水準等の実態を紹介する必要がある。

ニ、多国間におたる総合開発事業としては、現在メコン河総合開発、アジアハイウェイ建設計画が取り上げられているが、これら二計画は、規模も大きく関係国の利害も複雑であるが、国連エカツフェの指導のもとに5～10年の長期的目標で各国が協力している事業であり、わが国に対しても積極的な支援が要請されている。わが国としては、全般的な開発プログラムの中でわが国が協力すべきプロジェクトを重点的に選定し、総合的な協力をする必要がある。

(3) 通 信

低開発国における通信設備は、一般に極めて貧弱であるが、最近低開発国においても通信は、経済の発展にとつて欠くべからざる要素でありさらに社会福祉の増進にも重要な意義を持つものであることが認識され通信設備の拡充・整備に大きな努力が払われている。

一方、この分野に関してわが国のこれまで行なってきた協力は相当な成果をあげ、わが国の通信技術・通信機器の優秀性が低開発国に認められるとともにわが国に対する協力の要望が高まっている。

さらに、通信事業は、国際的な性格をもっており、この意味で低開発地域における通信網の整備が望まれているが、特にアジア地域の通信網計画はわが国の国際通信に重大な関連を持つものである。

イ、通信設備を経済的に、かつ、将来重大な変更を必要としないように建設するためには、長期的な予測にもとづき最新の技術を取り入れ国際電気通信連合（ITU）の国際無線通信諮問委員会（CCIR）・国際電信電話諮問委員会（CCITT）の国際的な統一基準についての勧告を考慮して計画を立てなければならない。したがって基本計画

作成段階についての協力を行なうとともに建設段階の調査・設計等についての協力は、資金協力等と結合する形で行なう。

- ロ、初級技術者の訓練を行なうための海外センターを増設する。また、高級技術者の訓練はその内容が高度に専門技術的なものであるので、必要に応じ研修コースを専門別に分割し内容の充実を図る。
- ハ、広帯域マイクロ波中継・海底同軸ケーブル及び衛星中継による地域通信網の早期完成のため国際電気通信連合・エカツフェ等との協力をはかり必要な調査等を行なうとともに各国の高級技術者を招いてセミナーを行ない相互理解を高める。

また、地域通信網の運用・保守を行なう技術者の研修コースを新設または増強する。

- ニ、通信の発展及び技術の向上をはかるために低開発国における研究機関及び通信工業を育成する必要があるのでこれに対する協力を行なう。
- ホ、無線通信における周波数の効率的利用・運用規律の確保をはかるための管理組織及び通信設備の効率的運用・サービスの向上をはかるための通信事業組織が各国に育成されることが必要であるが、これについては各国にもいろいろ論議のあるところであるので、国際電気通信連合等の動きとも関連し必要に応じこれらに対する協力を行なう。

(4) 運輸業

公共的基礎産業としての運輸産業は、経済・社会・文化の発展に欠くべからざるものであり、とくに円滑な輸送の確保は、産業開発の必須の条件である。低開発国の多くは、交通整備の長期計画を樹立してその発展を期しているが、経済力の不足、技術水準の低さ等により遅々として進捗していない状態にあるが、その開発は運輸産業の機能的使命からして、他部門に先行又は併行して行なわれるべきものである。このための技術協力の方策としては

- イ、運輸産業は、巨額な施設投資を要し、広範囲の技術分野にわたる総合的産業であるので、これに対する協力を効率的に実施するため、指導的地位にある高級技術者、管理者に対するわが国の技術水準、産業の実体の紹介と中堅技術者に対する各分野の専門的技術、知識の習得

を目的とする研修を併行的に行なう。

ロ、陸運業のみならず、一般の輸送手段としての使命を持つている自動車については、その普及の基盤となる中小企業の自動車整備業の振興に協力するため、整備技術の普及を図り、エンジン・シャシー等の整備技能者の育成に当る訓練センターの設置を計画する。

ハ、鉄道は本来一つの経済圏では一標準規格で施設され、後日に容易に変更できない性格のものであるのでこれに対する協力は基本計画の段階から行なわなければ十分な成果が期待でき難い。従つて基礎調査から実施設計まで資金協力と結びついた方策で協力する。

(5) 医 療

開発途上諸国における保健衛生の状況は、先進諸国において既に防疫に成功している各種伝染病、寄生虫疾患、その他の風土病等が蔓延している。これらの疾患の蔓延により国民の平均寿命を短くしているのみならず、その国の経済発展を妨げ、また、社会経済の後進性が保健衛生状況改善を阻害するという悪循環をくりかえし、民生安定、住民の福祉の向上を妨げている。さらに、これらの国の医療従事者、医療施設の数が少く、保健衛生部門に投ぜられる資金も非常に不足勝である。

このような状況にある諸国に対して技術協力の一環として医療に関する協力を実施することはその他の経済開発と併行して、あるいはそれに先行するものとして極めて必要なことである。

しかもわが国はアジアにおける医療技術先進国として、これら諸国が当面している保健衛生上の諸問題を克服するための経験を有し、医療に関する技術協力を行なう人的物的能力を有している。しかしながら、従来この分野の協力は、これら諸国の歴史的背景によりわが国の現状に理解が乏しい等の理由により、他の分野に比してなお低いものがある。ここにおいて今後医療に関する技術協力を飛躍的に発展させることは、これら諸国の開発に対して大きく貢献することであり、極めて重要性の高いものである。すなわち、医療に関する協力は、根本的には現地の人々に広く医療の恩恵に浴せしめるという人道的見地から行なうもので、従つてその内容としては、診療所の開設、医療技術者の教育訓練が中心と

なつているがさらに、その協力を長期的に継続するためには一般の医療援助のほかに、研究を重視した技術援助も重視しなければならない。

なお、低開発国の医学は歴史的にみて、かつて支配していた欧米諸国に依存する度合が強く、わが国の医学水準に対し認識が不足していたが研修員の受入、専門家の派遣、機材の供与によりわが国の優れた医学、医療器械、医薬品が認められつつあることも大いに考慮すべきである。

このような観点から今後次の事項に留意し、長期的方針の下に量的拡大と質的改善を図る。

イ、医療制度・医療施設等に関する実状調査

医療に関する技術協力に当つては、予め相手国の医療制度、医療施設等の実状を十分調査して国情に合った協力をする必要がある。未だ実施していない各国の現状に沿つた援助計画をたてるため、広い地域にわたつた長期計画策定の総合調査と、一、二年後に実施するための実施計画調査を早急に行なう。

ロ、研修員受入

わが国の高い医療技術を研修するために今までは主として医師を対象として行なわれているが、医療技術の高度化と技術協力の拡大に伴い、医師はもちろん、看護婦、X線技師、臨床検査技師等の医療技術者を対象範囲に拡大する必要性を生じてきている。

研修コースとして結核治療、母子衛生対策、がん対策コースがあるが、速かに、らい、人口問題、看護、X線、検査、医用電子、環境衛生等の研修コースを開設する。その際、医療関係センターの現地技術者、専門家の勤務する施設の技術者、機材供与を受けた施設の技術者の研修には特に留意する。

なお、受入研修機関は研修コースの増加に伴い、大学その他の医療関係機関等に拡大する。

ハ、専門家の派遣

医療関係専門家の派遣は、従来、個別的な派遣、センター及び特殊な形式として巡回医療団の派遣の形式で行なわれているが、今後の考え方としては、効果的な医療を行なうためには、専門家の長期的派

遣を行なう必要があるので、特に、派遣医療団は大学医学部等と連携し
担当相手国地域を定め、長期にわたり時には高度の医療を行なうスタッ
フを指導するために派遣することができる固定化方式を採用する。

ニ、医療関係センターとして、現在、タイ・ウイルス研究センター及び
カンボディア医療センターが設けられ、前者はウイルス性疾患の研究
診断、予防活動、後者は地方における医療機関として、いずれも最高度
に機能を発揮している。これらのセンターは熱帯医学の研究及び効果的
な診療の面からみて協働方式として極めて望ましいものであるので、今
後はかくの如き熱帯医学の各種研究センター、小規模医療センターを新
設しこの事業を推進する。

なお、センター要員の派遣には大学の協力が特に必要であり、場合に
よつては大学教授、その他の機関の指導者等を派遣し指導、公開手術等
を行ない協働効果をあげるようにする。

ホ、機材供与

開発高度化された巡回診療車、医療器械、医薬品等の供与は、機材設
備供与事業の重点として実施する。

9. 事業団職員の増強及び研修

(1) 以上の業務を実施するため今後5カ年間を目途に、事業団職員を約
400人(研修員宿泊施設関係職員を除く。)に増強する。

(2) 事業団職員の資質の向上を図るため次により職員研修を行なう。

イ、英仏語の能力向上のための一般研修

ロ、特殊現地語に堪能な職員の養成

ハ、先進諸国の技術協力の機関、大学等への派遣及び留学

ニ、国内官庁等の研修への参加及び委託留学

10. 予算・経理の弾力的執行

技術協力業務は、(1)相手国との折衝に長期間を要したり、相手国の事情
により変更を必要とする場合が多いこと。(2)長期的計画のもとに実施すべ
き性格のものであること。(3)種々の方式を組合せて行なうことにより一層
の効果が発揮できるものであること等の理由から、予算の執行も画一的で
なくできるだけ弾力的に行なう必要がある。

このため、技術協力費を支出負担行為実施計画指定経費から除外するほか流用及び繰越の制度を大巾に活用できるようにする。

11. その他

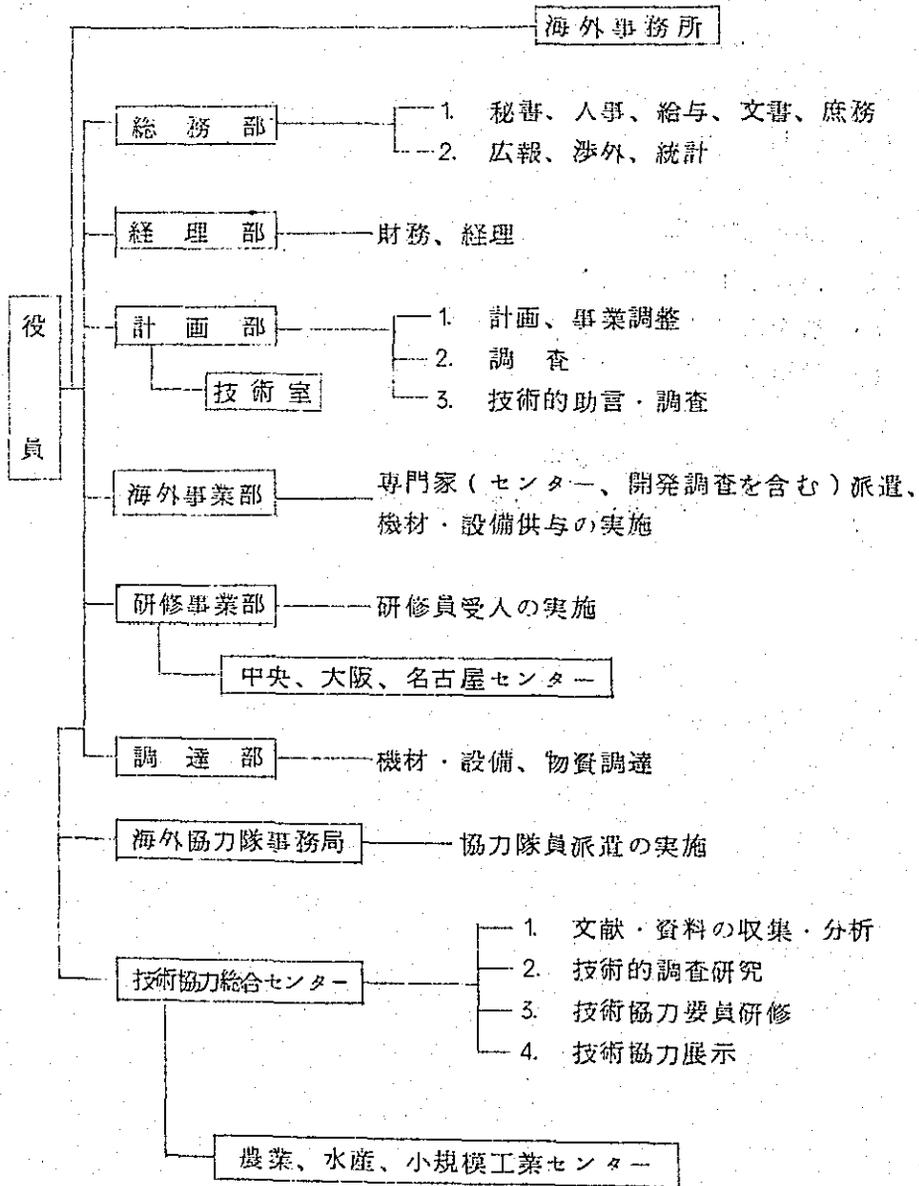
以上の万策に関連して次の点について検討し、その改正について関係機関に働きかける。

- (1) 海外技術協力事業団法の改正（事業団の自主性等）
- (2) 財正法の改正（多年度予算等）
- (3) 技術協力に関連した資本協力基金の設定
- (4) 出資金運用益による事業団の管理的経費の支弁
- (5) 資金協力事業、文化・技術交流事業等との一体化
- (6) 技術協力予算の一元化

（参 考）

1. 事業団機構の整備試案（別表－１）
2. 長期的万策に基づく予算規模試算（別表－２）

別表-1 事業団機構の整備試案



(注)

1. 技術者の配置は、次の通りとする。
 - (1) 技術協力総合センターに調査、研究陣を配置する。
 - (2) 計画部の技術室には、計画立案、事業調整全般を通じ顧問的役割を果す者を配置する。
 - (3) 海外事業部及び研修事業部には、主要業種について若干の者を配置する。

2. 海外事業部及び研修事業部を、また、経理部及び調達部をそれぞれ一本化することも考えられる。

別表-2 長期的万策に基づく予算規模試算（半年ベース）

項 目	経費(億円)	備 考
1. 研修員受入事業費	33.3	研修員受人数 2,000人×8ヵ月(16,000 man/month)
2. 専門家派遣事業費	22.1	専門家派遣数 300人×12ヵ月 家族数 150人×12ヵ月
3. 海外協力センター事業費	20.9	新 設 3 (うち1は全経費日本側負担、2は従来の方式) 継 続 17
4. 開発調査事業費	5.0	予備的及び基礎調査 5 チーム 投資前基礎調査 5 チーム 実施設計調査 1 プロジェクト メコン河等 1 プロジェクト 地域開発計画
5. 機材供与事業費	5.5	(1)大型機材 (2)中型機材 (3)民生安定のための機材 (4)プログラム 援助機材
6. 青年協力隊事業費	7.2	新規派遣300人 継続300人
7. 管理的経費	28.2	職員数400人 事業費の30%
計	127.2	

